

岡 崎 市 議 会 議 案

令 和 4 年 12 月 定 例 会

令和 4 年12月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
108	財産の処分について	5
109	公の施設に係る指定管理者の指定について（道の駅藤川宿）	7
110	町の区域の設定について	9
111	市道路線の廃止について	13
112	市道路線の認定について	15
113	工事請負に関する契約の変更について（都市計画道路柱町線 こ道橋工事の委託）	17
114	公の施設に係る指定管理者の指定について（乙川河川緑地 （殿橋下流左岸等を除く））	19
115	公の施設に係る指定管理者の指定について（中央緑道（国道 1号以北））	21
116	損害賠償の額を定めることについて	23
117	岡崎市個人情報保護法施行条例の制定について	25
118	岡崎市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正につ いて	29
119	岡崎市職員の給与に関する条例等の一部改正について	33
120	岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につ いて	63
121	岡崎市事務分掌条例の一部改正について	65
122	岡崎市特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する 条例の制定について	67
123	岡崎市駐車場条例の一部改正について	69
124	岡崎市都市公園条例の一部改正について	71
125	岡崎市消防団条例の一部改正について	75
126	岡崎市下水道事業の受益者負担金及び分担金に関する条例の 一部改正について	77

127	令和４年度岡崎市一般会計補正予算（第12号）	83
128	令和４年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第３号）	97
129	令和４年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）	101
130	令和４年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	105
131	令和４年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	111
132	令和４年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第２号）	115
133	令和４年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第２号）	119
134	令和４年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第１号）	123
135	令和４年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第２号）	127
136	令和４年度岡崎市病院事業会計補正予算（第２号）	131
137	令和４年度岡崎市水道事業会計補正予算（第２号）	133
138	令和４年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第２号）	135

財産の処分について

次のとおり、土地を売り払うものとする。

令和4年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 売り払う土地

所 在	地 目	面 積
岡崎市真福寺町及び西阿知和町地内	公衆用道路及び山林	18,296.21平方メートル

2 売払金額

90,379,692円

3 売払いの相手方

名古屋市中区錦二丁目18番19号

中日本高速道路株式会社

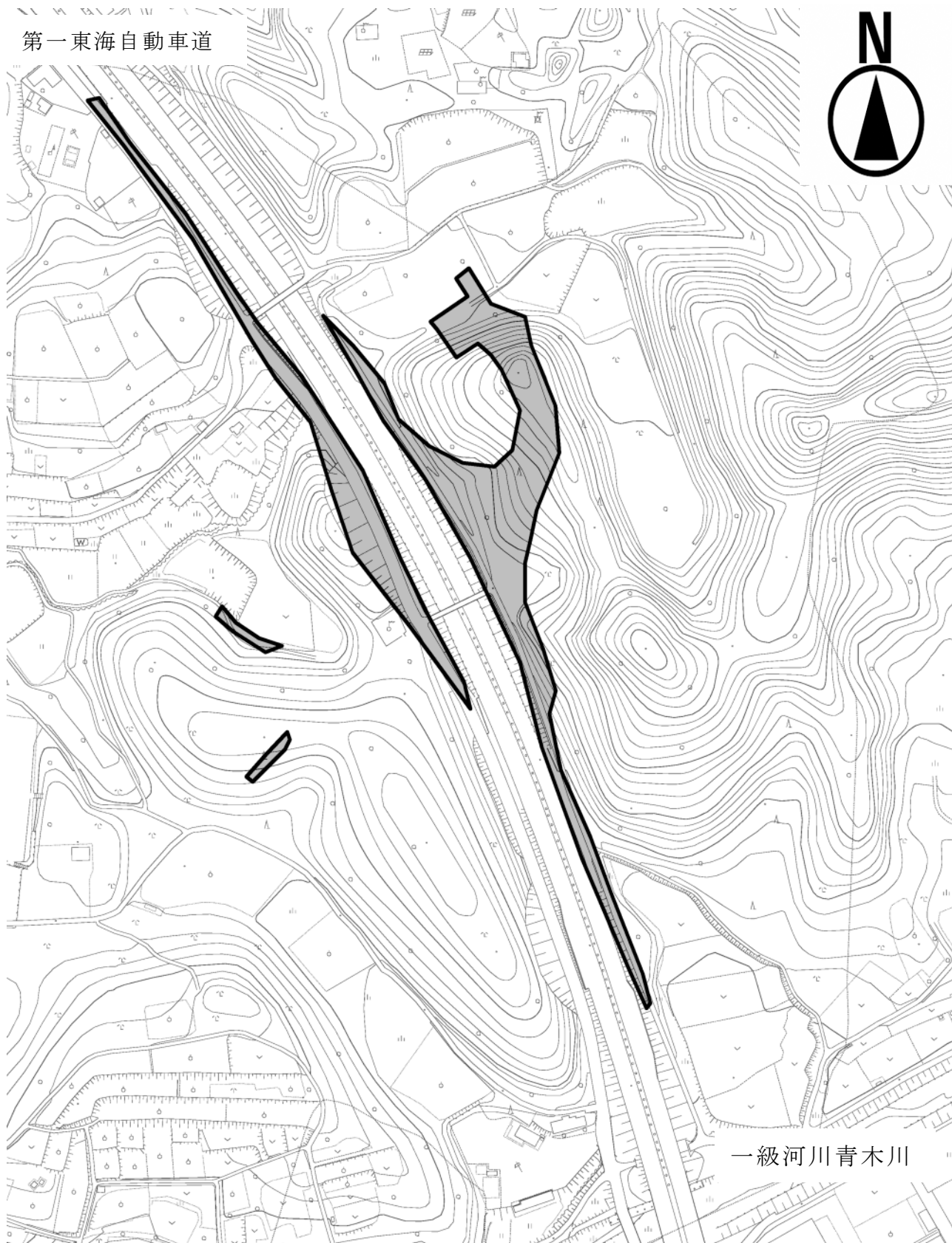
4 売払いの理由

相手方が施行する東名高速道路（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジの事業用地として必要なため。

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

第一東海自動車道



凡例	
	処分する土地

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
道の駅藤川宿	岡崎市朝日町三丁目17番地	岡崎パブリックサービス・J Aあいち三河共同事業体	令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定により必要があるによる。

町の区域の設定について

本市の別図第 1 の区域について、別図第 2 のとおり町の区域を設定するものとする。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 名称

はっちょうちょう
八丁町

2 区域

八帖町字大通20の 4、21、24の 4、44の 1、44の 3 から44の 5 まで、44の 7、44の12、44の13、44の19、44の20、45の 1

八帖町字往還通38、52の 1、52の 2、53、54の 2、63、63の 2、64の 2、69、69の 2、93、93の 3、94、95の 2、95の 3、96の 4、97の 1、98の 1、107から109まで、112から115まで、117、151から154まで、159の 2

3 区域を設定する日

令和 4 年12月26日

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により必要があるによる。

別図第 1



八帖北町

八帖町字大通

はっちょうちょう
八丁町

八帖町字往還通

中岡崎町

はっちょうちょう
八丁町

八帖町字松葉

八帖南町

凡例	
- . - .	新 町 界
- . - .	町 界
- - - -	字 界

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

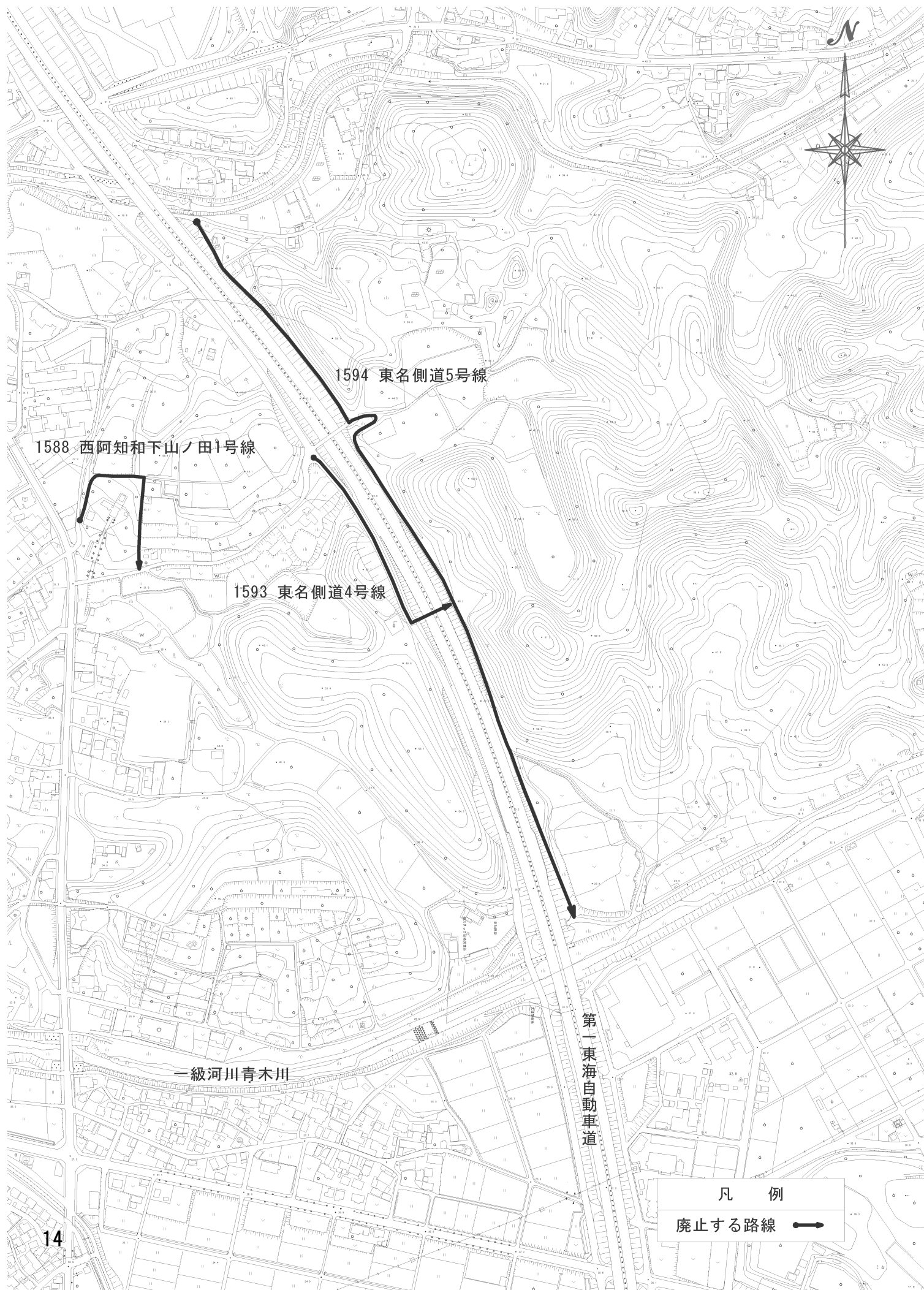
令和4年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

路線番号	路 線 名	起 点
		終 点
1 5 8 8	西阿知和下山ノ田1号線	岡崎市西阿知和町字下山ノ田
		岡崎市西阿知和町字下山ノ田
1 5 9 3	東名側道4号線	岡崎市西阿知和町字上山ノ田
		岡崎市西阿知和町字上山ノ田
1 5 9 4	東名側道5号線	岡崎市真福寺町字五月田
		岡崎市西阿知和町字東築井場

（理由）

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により必要があるによる。



市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

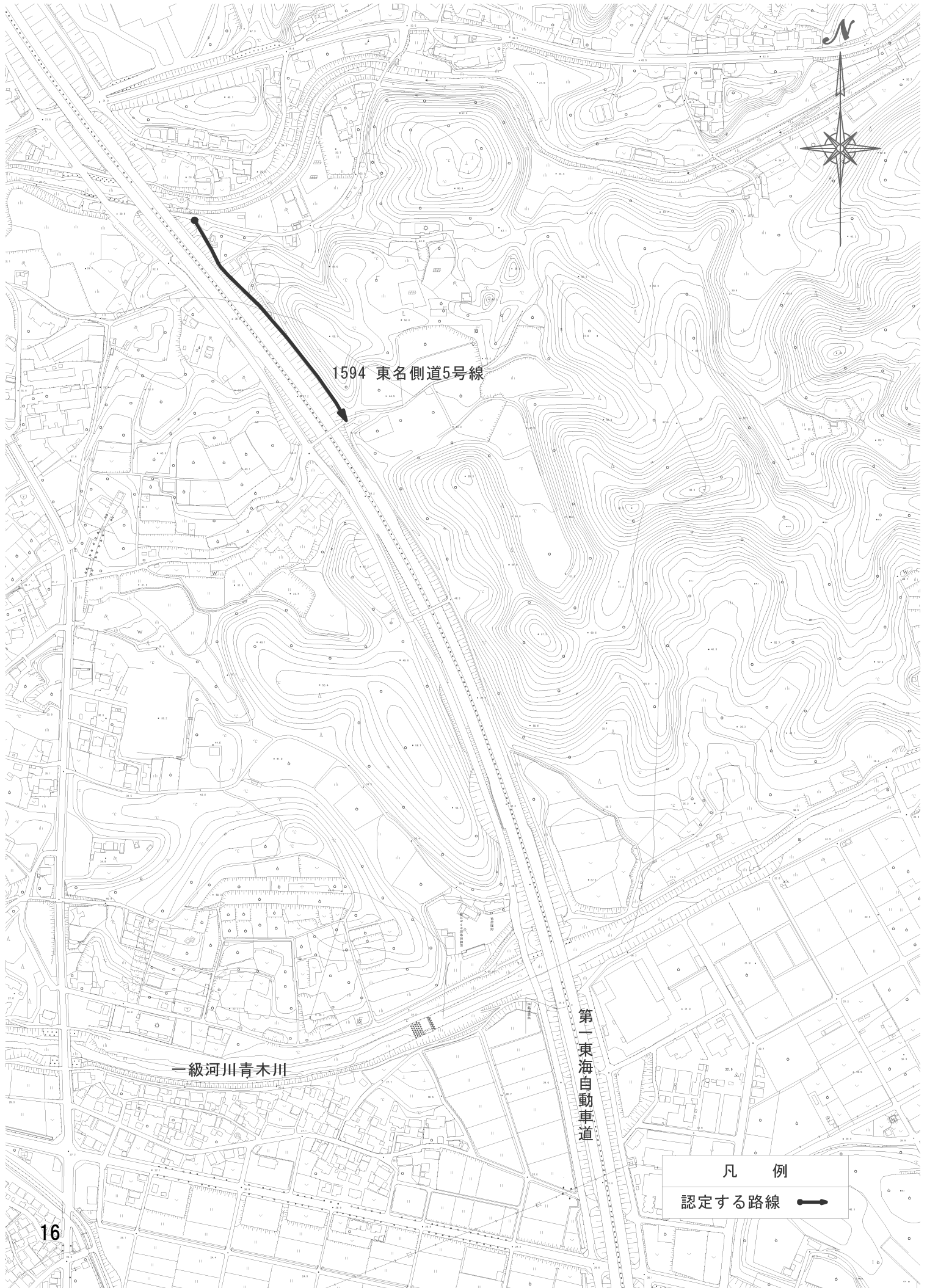
令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

路線番号	路 線 名	起 点
		終 点
1 5 9 4	東名側道 5 号線	岡崎市真福寺町字五月田
		岡崎市西阿知和町字下山ノ田

（理由）

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 2 項の規定により必要があるによる。



工事請負に関する契約の変更について

平成28年３月24日議決「工事請負に関する契約について（都市計画道路柱町線こ道橋工事の委託）」を次のように変更するものとする。

令和４年12月１日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和３年３月18日議決「工事請負に関する契約の変更について（都市計画道路柱町線こ道橋工事の委託）」を経て締結した工事請負変更契約による契約金額「3,229,211,000円」を「2,969,330,000円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和4年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
乙川河川緑地 (殿橋下流左岸 等を除く)	岡崎市能見通一丁 目61番地	ホームックス・ス ノーピークビジネ スソリューション ズ共同企業体	令和5年4月1 日から令和8年 3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
中央緑道（国道 1 号以北）	岡崎市能見通一丁 目61番地	ホームックス・三 菱地所・三菱地所 パークス共同体	令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定により必要があるによる。

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり、法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるものとする。

令和４年12月１日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 損害賠償額

7,000,000円

2 事故の概要

平成30年10月18日に岡崎市民病院に救急搬送され、肝臓^{のう}瘍と診断を受け入院治療していた相手方が、同月28日に呼吸状態の急激な悪化により頭部CT検査を行ったところ、脳^{のう}臓瘍との診断を受けたが、同日死亡した。

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により必要があるによる。

岡崎市個人情報保護法施行条例の制定について

岡崎市個人情報保護法施行条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する実費に相当する額として市長が定める額を負担しなければならない。

(開示請求書等の記載)

第4条 次の各号に掲げる書面には、それぞれ当該各号に定める事項のほか、市の機関（議会を除く。以下同じ。）が定める事項を記載することができる。

- (1) 開示請求書 法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 訂正請求書 法第91条第1項各号に掲げる事項
- (3) 利用停止請求書 法第99条第1項各号に掲げる事項

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。

この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（諮問）

第7条 市の機関は、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年岡崎市条例第33号）第1条に規定する岡崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

（実施状況の公表）

第8条 市長は、毎年1回、市の機関における保有個人情報の開示その他法の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

（財産区の個人情報の取扱い）

第10条 岡崎市宮崎財産区及び岡崎市形埜財産区における個人情報の取扱いについては、第3条から前条までの規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（岡崎市個人情報保護条例の廃止）

2 岡崎市個人情報保護条例（平成11年岡崎市条例第32号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 次に掲げる者に係る旧条例第11条第3項（第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定によるその事務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者（その者から再委託を受けた者を含む。以下「旧受託者」という。）が受託した事務（以下「旧受託事務」という。）に従事していた者

(3) この条例の施行前に旧実施機関が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせていた場合において、当該公の施設の管理事務における旧個人情報の取扱いに従事していた者

(4) この条例の施行の際現に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき旧実施機関に派遣された者（以下「派遣労働者」という。）であるもの又はこの条例の施行前において派遣労働者であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第29条又は第36条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8項に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）で一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号から第4号までに掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記録された旧個人情報をこの条例の

施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の場合において、旧受託事務又は公の施設の管理事務に従事していた者が当該旧受託事務又は当該公の施設の管理事務に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該旧受託事務又は当該公の施設の管理事務に従事していた者が組織的に用いるものとして、この条例の施行前において旧受託者又は指定管理者が保有していたものは、旧実施機関が保有していた旧公文書とみなす。

8 この条例の施行前にした行為及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(岡崎市情報公開条例の一部改正)

9 岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条、第8条第1項、第9条及び第10条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第12条第1項中「起算して15日」を「14日」に改める。

第13条中「起算して45日」を「44日」に改める。

第17条中「法令」の次に「(個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を除く。）」を加え、「(岡崎市個人情報保護条例（平成11年岡崎市条例第32号）を除く。）」を削る。

第25条中「とりまとめ」を「取りまとめ」に改める。

(理由)

この条例案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、地方公共団体の個人情報等の取扱いについて同法で全国的な共通ルールが規定されたことに伴い、岡崎市個人情報保護条例を廃止するとともに、同法の施行に関し必要な事項を定める等の必要があるによる。

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年岡崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第 1 項の規定により、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げる者をいう。

ア 岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）第19条第 2 項の規定により審査会に諮問をした実施機関（同条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関をいう。次条第 2 号において同じ。）

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした市の機関

(2) 公文書 岡崎市情報公開条例第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。

(3) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律第60条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。

第 9 条を第11条とし、第 8 条を第10条とする。

第 7 条中「審査庁」を「諮問庁」に改め、同条を第 9 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(適用除外)

第8条 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に係る審査請求については、第6条第2項並びに前条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

第6条第1項を次のように改める。

審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

第6条第2項を削り、同条第3項中「口頭意見陳述において、申立人」を「前項本文の場合において、審査請求人又は参加人」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「口頭意見陳述」を「第1項本文の規定による意見の陳述又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項本文の規定による意見の陳述」に、「申立人」を「審査請求人等（同項本文の規定による意見の陳述にあっては、同項本文の規定による申立てをした審査関係人）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条を第7条とする。

第5条第1項中「当該実施機関」を「諮問庁」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「(平成26年法律第68号)」を削り、「次条」を「次条第2項」に、「実施機関」を「諮問庁（次条第1項及び第3項において「審査請求人等」という。）」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岡崎市情報公開条例第19条第2項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 情報公開に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて審議し、又は実施機関に意見を述べること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 岡崎市個人情報保護法施行条例（令和4年岡崎市条例第 号）第7条の規定による諮問に応じて審議すること。
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による諮問に応じて審議すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(岡崎市情報公開条例の一部改正)
- 2 岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。
第19条第 2 項中「第 1 条第 1 項」を「第 1 条」に改める。

(理由)

この条例案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法に基づく開示決定等に係る審査請求について調査審議させるため、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を行政不服審査法に基づく機関として位置付ける等の必要があるによる。

岡崎市職員の給与に関する条例等の一部改正について

岡崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（岡崎市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 岡崎市職員の給与に関する条例（昭和26年岡崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (行政職給料表)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700	
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600	
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700	
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800	
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900	
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200	
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700	
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100	
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500	
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300	
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100	
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000	
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700	
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100	
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400	
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500	
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800	
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800	
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700	
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600	
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500	
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100		
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600		
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100		
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200		
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300		
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500		
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700		
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700		
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600		
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500		
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400		
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200		
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100		
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800		
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300		
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000		
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600		
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400		
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000		
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500		
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600			
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000			
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300			
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600			

46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				

	96		295,600	343,500							
	97		295,800	343,700							
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（医療職給料表）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	

41	372, 500	436, 200	490, 100	548, 200
42	373, 500	438, 000	491, 900	549, 600
43	374, 300	439, 700	493, 700	551, 000
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	
67		470, 400	522, 100	
68		471, 000	523, 000	
69		471, 300	523, 900	
70		472, 000	524, 700	
71		472, 700	525, 600	
72		473, 400	526, 500	
73		473, 800	527, 300	
74		474, 400	528, 200	
75		475, 100	529, 100	
76		475, 800	529, 800	
77		476, 200	530, 600	
78		476, 800	531, 500	
79		477, 400	532, 400	
80		477, 900	533, 300	
81		478, 500	534, 100	
82		479, 000	535, 000	
83		479, 500	535, 900	
84		480, 000	536, 800	
85		480, 400	537, 600	
86		481, 000	538, 500	
87		481, 400	539, 400	

	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	

45	219, 600	251, 500	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400	441, 100
46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000	441, 500
47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500	441, 900
48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900	442, 200
49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300	442, 500
50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600	442, 900
51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900	443, 200
52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200	443, 500
53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500	443, 800
54	227, 400	262, 900	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800	
55	228, 000	264, 200	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100	
56	228, 800	265, 300	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400	
57	229, 500	266, 100	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700	
58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000	
59	230, 800	268, 500	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300	
60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700	
61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900	
62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200	
63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500	
64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800	
65	234, 600	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000	
66	235, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900		
67	236, 000	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600		
68	236, 700	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200		
69	237, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600		
70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100		
71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600		
72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100		
73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700		
74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200		
75	241, 000	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800		
76	241, 500	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400		
77	241, 900	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900		
78	242, 400	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400		
79	242, 900	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900		
80	243, 200	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400		
81	243, 500	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700		
82	243, 800	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200		
83	244, 100	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600		
84	244, 400	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000		
85	244, 700	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400		
86		289, 500	325, 400	346, 300			
87		289, 700	325, 600	346, 600			
88		289, 900	326, 000	346, 900			
89		290, 300	326, 400	347, 300			
90		290, 500	326, 800	347, 600			
91		290, 700	327, 200	348, 000			
92		290, 900	327, 600	348, 300			
93		291, 300	327, 900	348, 700			

	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300	350,300				
	99		292,900	329,600	350,700				
	100		293,200	329,900	351,100				
	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105		294,500	331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300

47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			

97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700
98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800
102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900
114	293, 700	324, 900	357, 700	
115	294, 100	325, 300	358, 200	
116	294, 400	325, 600	358, 600	
117	294, 700	325, 800	359, 000	
118	295, 000	326, 100	359, 400	
119	295, 300	326, 500	359, 900	
120	295, 700	326, 700	360, 400	
121	296, 000	326, 900	360, 800	
122	296, 400	327, 200	361, 300	
123	296, 700	327, 500	361, 800	
124	297, 100	327, 800	362, 300	
125	297, 300	328, 000	362, 600	
126	297, 500	328, 300		
127	297, 800	328, 700		
128	298, 200	328, 900		
129	298, 400	329, 100		
130	298, 700	329, 300		
131	299, 100	329, 700		
132	299, 500	329, 900		
133	299, 700	330, 200		
134	300, 000	330, 600		
135	300, 400	331, 000		
136	300, 700	331, 400		
137	300, 900	331, 700		
138	301, 200	332, 100		
139	301, 600	332, 500		
140	301, 900	332, 900		
141	302, 100	333, 200		
142	302, 500	333, 600		
143	302, 900	333, 900		
144	303, 200	334, 300		
145	303, 400	334, 600		
146	303, 600	335, 000		
147	303, 900	335, 400		

	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 岡崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年岡崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の調整額)

第7条の2 フルタイム会計年度任用職員の給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、規則の定めるところにより給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の給料の調整額に相当する報酬)

第20条の2 パートタイム会計年度任用職員には、フルタイム会計年度任用職員に支給される給料の調整額の例により算定して得た額の給料の調整額に相当する報酬を支給することができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (行政職給料表)

職務 の 号	級 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
		円	円
1		150,100	198,500
2		151,200	200,300
3		152,400	202,100
4		153,500	203,900
5		154,600	205,400
6		155,700	207,200
7		156,800	209,000
8		157,900	210,800
9		158,900	212,400
10		160,300	214,200
11		161,600	216,000
12		162,900	217,800
13		164,100	219,200
14		165,600	221,000
15		167,100	222,700
16		168,700	224,500
17		169,800	226,100
18		171,200	227,800
19		172,600	229,400
20		174,000	230,900
21		175,300	232,200
22		177,800	233,800
23		180,300	235,400
24		182,800	236,900
25		185,200	237,900
26		186,900	239,400
27		188,500	240,700
28		190,200	241,900
29		191,700	243,100
30		193,400	244,100
31		195,200	245,100
32		196,900	246,100
33		198,500	247,200
34		199,900	248,100
35		201,400	249,000
36		202,900	250,000
37		204,200	250,900
38		205,500	252,200
39		206,700	253,400
40		208,000	254,700
41		209,300	256,000
42		210,600	257,400
43		211,900	258,600
44		213,200	259,800
45		214,300	260,900

46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600

97	295,800
98	296,100
99	296,500
100	296,900
101	297,100
102	297,400
103	297,800
104	298,100
105	298,300
106	298,600
107	299,000
108	299,300
109	299,500
110	299,900
111	300,300
112	300,600
113	300,800
114	301,000
115	301,300
116	301,700
117	301,900
118	302,100
119	302,400
120	302,700
121	303,100
122	303,300
123	303,600
124	303,900
125	304,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（医療職給料表）

ア 医療職給料表(1)

職 の 号	務 級 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
		円	円
1		253,600	338,400
2		256,100	341,400
3		258,600	344,200
4		261,100	347,100
5		263,300	349,800
6		267,100	352,800
7		270,900	355,900
8		274,700	358,700
9		278,300	361,100
10		282,300	363,700
11		286,300	366,400
12		290,300	369,200
13		294,000	372,100
14		298,000	375,600
15		301,900	378,600
16		305,700	382,200
17		309,300	385,600
18		312,800	388,300
19		316,300	390,800
20		319,800	393,400
21		323,400	396,100
22		327,100	398,300
23		330,500	400,200
24		333,800	401,800
25		337,300	403,800
26		339,800	406,100
27		342,400	408,300
28		344,700	410,600
29		347,100	412,900
30		348,900	415,000
31		350,700	417,000
32		352,700	419,100
33		354,900	421,000
34		357,200	422,800
35		359,300	424,600
36		361,600	426,600
37		363,700	428,500
38		366,100	430,500
39		368,300	432,400
40		370,300	434,400
41		372,500	436,200

42	373, 500	438, 000
43	374, 300	439, 700
44	375, 000	441, 500
45	376, 200	443, 300
46	377, 600	445, 100
47	379, 100	446, 900
48	380, 600	448, 600
49	381, 700	450, 400
50	382, 700	452, 100
51	383, 700	453, 900
52	384, 500	455, 700
53	385, 400	457, 600
54	386, 300	458, 800
55	387, 000	460, 000
56	387, 900	461, 200
57	388, 600	462, 400
58	389, 500	463, 400
59	390, 300	464, 400
60	391, 100	465, 400
61	391, 600	466, 200
62	392, 100	466, 900
63	392, 500	467, 600
64	393, 000	468, 300
65	393, 300	469, 000
66		469, 700
67		470, 400
68		471, 000
69		471, 300
70		472, 000
71		472, 700
72		473, 400
73		473, 800
74		474, 400
75		475, 100
76		475, 800
77		476, 200
78		476, 800
79		477, 400
80		477, 900
81		478, 500
82		479, 000
83		479, 500
84		480, 000
85		480, 400
86		481, 000
87		481, 400
88		481, 900

89		482,400
90		483,000
91		483,600
92		484,000
93		484,500
94		485,100
95		485,700
96		486,300
97		486,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職 の 号	務 級 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
		円	円
1		155,100	191,500
2		156,500	193,100
3		157,900	194,700
4		159,300	196,300
5		160,500	197,800
6		162,300	199,300
7		164,000	200,900
8		165,600	202,400
9		167,200	204,000
10		168,900	205,700
11		170,500	207,300
12		172,300	209,000
13		173,700	210,400
14		175,500	212,000
15		177,400	213,600
16		179,200	215,200
17		181,100	216,600
18		182,600	218,200
19		184,400	219,900
20		186,200	221,600
21		187,700	222,900
22		189,200	224,400
23		190,700	225,800
24		192,200	227,300
25		193,800	228,500
26		195,100	229,900
27		196,600	231,200
28		198,000	232,400
29		199,500	233,600
30		200,700	234,900
31		202,000	236,400
32		203,300	237,700
33		204,700	238,700
34		206,100	240,000
35		207,400	240,900
36		208,800	242,100
37		209,900	243,400
38		211,200	244,500
39		212,500	245,600
40		213,800	246,700
41		214,900	247,800
42		216,100	248,700
43		217,300	249,600
44		218,500	250,400
45		219,600	251,500
46		220,700	252,800

47	221, 700	254, 100
48	222, 700	255, 300
49	223, 600	256, 800
50	224, 500	258, 200
51	225, 400	259, 400
52	226, 300	260, 600
53	226, 600	261, 600
54	227, 400	262, 900
55	228, 000	264, 200
56	228, 800	265, 300
57	229, 500	266, 100
58	230, 200	267, 300
59	230, 800	268, 500
60	231, 400	269, 600
61	232, 100	270, 500
62	232, 700	271, 600
63	233, 300	272, 700
64	234, 000	273, 800
65	234, 600	274, 600
66	235, 300	275, 700
67	236, 000	276, 600
68	236, 700	277, 700
69	237, 300	278, 700
70	237, 900	279, 700
71	238, 500	280, 800
72	239, 000	281, 900
73	239, 600	282, 500
74	240, 300	283, 200
75	241, 000	283, 700
76	241, 500	284, 500
77	241, 900	285, 300
78	242, 400	285, 900
79	242, 900	286, 500
80	243, 200	287, 100
81	243, 500	287, 800
82	243, 800	288, 300
83	244, 100	288, 700
84	244, 400	289, 100
85	244, 700	289, 300
86		289, 500
87		289, 700
88		289, 900
89		290, 300
90		290, 500
91		290, 700
92		290, 900
93		291, 300
94		291, 500
95		291, 700
96		292, 000
97		292, 400

98		292,700
99		292,900
100		293,200
101		293,500
102		293,700
103		293,900
104		294,200
105		294,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職務 の 級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	169,900	197,000
2	171,300	198,900
3	172,800	200,900
4	174,200	202,800
5	175,600	204,900
6	177,100	206,900
7	178,600	209,100
8	180,100	211,200
9	181,300	213,200
10	183,000	214,600
11	184,600	216,000
12	186,100	217,200
13	187,500	218,600
14	189,500	220,000
15	191,500	221,500
16	193,500	222,700
17	195,500	224,100
18	197,500	225,600
19	199,500	227,100
20	201,500	228,600
21	203,500	229,700
22	205,400	231,400
23	207,500	233,100
24	209,600	234,700
25	211,200	236,000
26	212,500	237,700
27	213,700	239,400
28	215,000	241,100
29	216,200	242,700
30	217,300	244,100
31	218,600	245,400
32	219,700	246,500
33	221,000	247,500
34	222,300	248,600
35	223,600	249,500
36	224,900	250,500
37	226,000	251,200
38	227,400	252,200
39	228,700	253,100
40	230,100	254,100
41	231,000	254,500
42	232,400	255,400
43	233,700	256,200
44	235,100	256,900
45	236,300	257,700
46	237,700	258,400

47	239,000	259,300
48	240,300	260,100
49	241,200	260,900
50	242,300	261,800
51	243,300	262,700
52	244,300	263,700
53	245,000	264,800
54	246,000	266,000
55	246,900	267,300
56	247,800	268,600
57	248,500	270,000
58	249,500	271,500
59	250,100	272,900
60	250,900	274,300
61	251,700	275,600
62	252,500	276,900
63	253,300	278,300
64	254,100	279,400
65	254,800	280,500
66	255,500	281,800
67	256,300	283,100
68	257,000	284,400
69	257,800	285,500
70	258,600	287,000
71	259,500	288,500
72	260,500	289,900
73	261,800	290,900
74	263,100	292,300
75	264,200	293,500
76	265,300	294,800
77	266,200	296,200
78	267,200	297,500
79	268,400	298,700
80	269,400	300,000
81	270,300	300,500
82	271,200	301,700
83	272,200	302,800
84	273,100	304,000
85	273,900	305,100
86	274,700	306,300
87	275,600	307,500
88	276,500	308,600
89	277,300	309,900
90	278,200	311,100
91	279,000	312,300
92	280,000	313,500
93	280,900	314,300
94	281,900	315,000
95	282,800	315,700
96	283,800	316,300

97	284,400	317,000
98	285,200	317,300
99	285,800	317,900
100	286,700	318,600
101	287,500	319,000
102	288,300	319,600
103	289,100	320,200
104	289,900	320,800
105	290,600	321,200
106	291,100	321,700
107	291,600	322,200
108	292,100	322,700
109	292,300	323,100
110	292,600	323,500
111	292,800	323,800
112	293,200	324,100
113	293,500	324,500
114	293,700	324,900
115	294,100	325,300
116	294,400	325,600
117	294,700	325,800
118	295,000	326,100
119	295,300	326,500
120	295,700	326,700
121	296,000	326,900
122	296,400	327,200
123	296,700	327,500
124	297,100	327,800
125	297,300	328,000
126	297,500	328,300
127	297,800	328,700
128	298,200	328,900
129	298,400	329,100
130	298,700	329,300
131	299,100	329,700
132	299,500	329,900
133	299,700	330,200
134	300,000	330,600
135	300,400	331,000
136	300,700	331,400
137	300,900	331,700
138	301,200	332,100
139	301,600	332,500
140	301,900	332,900
141	302,100	333,200
142	302,500	333,600
143	302,900	333,900
144	303,200	334,300
145	303,400	334,600
146	303,600	335,000
147	303,900	335,400

148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定並びに第5条中岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）別表第1及び別表第2の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（岡崎市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和4年4月1日から、第5条の規定（会計年度任用職員条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は同年10月1日から、第1条の規定（給与条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第7条第1項の表の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定するとともに、看護職員処遇改善評価料が新設されたことに伴い、会計年度任用職員に対し、給料の調整額又は給料の調整額に相当する報酬を、正規職員に準じて支給することができるものとする必要があるによる。

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年岡崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第 2 条 岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条第 2 項の規定は、令和 4 年12月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員に支給する期末手当の支給割合を改める必要があるによる。

岡崎市事務分掌条例の一部改正について

岡崎市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

岡崎市事務分掌条例（平成14年岡崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第14条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市長の権限に属する事務分掌を改める必要があるによる。

岡崎市特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の
制定について

岡崎市特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。次条及び別表において「法」という。）第49条第2項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の用途の制限の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

(建築物の用途の制限の緩和)

第3条 別表の左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる建築物を建築することができる。

(建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合の措置)

第4条 建築物の敷地が別表の左欄に掲げる特別用途地区の内外にわたる場合における前条の規定の適用については、その敷地の過半が当該地区に属するときは当該建築物又はその敷地の全部について同条の規定を適用し、その敷地の過半が当該地区に属さないときは当該建築物又はその敷地の全部について同条の規定を適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

特別用途地区	用途制限規定	建築物
南公園レクリエーション地区	法第48条第5項	公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設をいう。）で床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの

（理由）

この条例案を提出したのは、南公園を家族レクリエーション型の公園として再整備するため、南公園の区域を特別用途地区として指定することに伴い、当該地区内における建築物の制限を緩和する必要があるによる。

岡崎市駐車場条例の一部改正について

岡崎市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市駐車場条例の一部を改正する条例

岡崎市駐車場条例（昭和46年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。
第 4 条の表を次のように改める。

名 称	位 置
岡崎市籠田公園地下駐車場	岡崎市籠田町68番地

第 6 条中「市長は」の次に「、混雑の予防」を加える。

第 9 条を次のように改める。

（使用料の徴収方法）

第 9 条 使用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

第14条第 3 項中「第 9 条及び」を「第 9 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、」に、「同表備考 3」を「同表備考 4」に、「同表備考 4」を「同表備考 5」に、「同表備考 5」を「同表備考 6」に、「同表備考 6、備考 7 及び備考 8」を「同表備考 7 から備考 9 までの規定」に改める。

別表(1)の項を次のように改める。

(1)	普通利用	午前 7 時から 午後10時まで	混雑期以外の期 間	一の単位時間につき 10 0円
			混雑期	一の単位時間につき 20 0円
		深夜		一の単位時間につき 50 円

別表備考 8 中「備考 7」を「備考 8」に、「備考 5」を「備考 6 本文」に改め、

同表中備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、同表備考5に次のただし書を加える。

ただし、当該24時間までごとの利用時間に混雑期の区分（混雑期である日の午前零時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間を含む。）が含まれる場合は、この限りでない。

別表中備考5を備考6とし、同表備考4中「引き続く場合」の次に「又は深夜から引き続く場合」を加え、同表中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 この表中「混雑期」とは、路外駐車場の混雑が予想される期間として市長が定める期間をいう。

附 則

この条例は、令和5年2月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、多数の者が訪れる催しの際に生じる駐車場周辺の交通渋滞の緩和を図るため、混雑が予想される日における予約制駐車場サービスの導入及び需給を踏まえた使用料の額に見直す等の必要があるによる。

岡崎市都市公園条例の一部改正について

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例

岡崎市都市公園条例（昭和32年岡崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 市長は、混雑の予防のため必要があると認めるときは、岡崎公園駐車場の利用を禁止し、又は制限することができる。

第17条第4項中「並びに」を「、」に改め、「第13条まで」の次に「並びに別表第2」を、「によつて」の次に「都市公園における同項各号に掲げる行為若しくは」を、「、利用料金」との次に「、同表備考7中「基本使用料」とあるのは「基本使用料又は基本料金」と、同表備考9中「基本使用料について、1片につき150円相当額として利用することができるもの15片の」とあるのは「基本料金の支払に利用することができるものとして、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て基本料金の額から割引をした額をもつて発行した」と、同表備考12から備考14までの規定中「基本使用料」とあるのは「基本料金」とを加える。

別表第1中

「

	岡崎公園駐車場
--	---------

」

を

「

	岡崎公園駐車場
	岡崎公園電源設備

」

に改める。

別表第 2 中

「

岡 崎 公 園 駐 車 場	普 通 利 用	バ ス	昼 夜	1 台 1 回 につき	2, 000
			深 夜	1 台 1 回 につき	1, 000
		乗 用 車	昼 夜	1 台 30分以内につき	100
			深 夜	1 台 30分以内につき	50
	回数券利用			1, 000	

」

を

「

岡 崎 公 園 駐 車 場	普 通 利 用	バ ス	昼 夜	混 雑 期 以 外 の 期 間	1 台 1 回 につき	2, 000
				混 雑 期	1 台 1 回 につき	3, 000
			深 夜		1 台 1 回 につき	1, 000
		乗 用 車	昼 夜	混 雑 期 以 外 の 期 間	1 台 30 分 以内 につき	150
				混 雑 期	1 台 30 分 以内 につき	300
				深 夜	1 台 30 分 以内 につき	50
			回 数 券 利 用			2, 000
		岡 崎 公 園 電 源 設 備			1 個 1 時 間 につき	100

」

に改め、同表備考 9 中「使用料」を「基本使用料」に、「100円」を「150円」に、「11片」を「15片」に改め、同表備考13中「籠田公園電源設備」を「岡崎公園電源設備、籠田公園電源設備」に、「使用料」を「基本使用料」に改め、同表中備考13を備考14とし、同表備考12中「使用料」を「基本使用料」に改め、同表中備考12を備考13とし、同表備考11中「使用料」を「基本使用料」に改め、同表備考11(2)に次のただし書を加える。

ただし、当該24時間までごとの利用時間に混雑期の区分（混雑期であ

る日の午前零時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間を含む。)が含まれる場合は、この限りでない。

別表第2中備考11を備考12とし、備考10の次に次のように加える。

- 11 岡崎公園駐車場の普通利用の区分の「混雑期」とは、岡崎公園駐車場の混雑が予想される期間として市長が定める期間をいう。

附 則

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の岡崎市都市公園条例別表第2の岡崎公園駐車場の回数券利用の規定により発行した回数券で現に存するものは、その額面金額により、この条例の施行の日以後においても、なお使用することができる。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化及び多数の者が訪れる催しの際に生じる駐車場周辺の交通渋滞の緩和を図るため、混雑が予想される日における予約制駐車場サービスの導入及び需給を踏まえた使用料の額に見直す等の必要があるによる。

岡崎市消防団条例の一部改正について

岡崎市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市消防団条例の一部を改正する条例

岡崎市消防団条例（昭和39年岡崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 連尺消防団の項中「八帖町」を「八帖町 八丁町」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年12月26日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、町の区域の設定に伴い、条例の規定を整理する必要があるによる。

岡崎市下水道事業の受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正について

岡崎市下水道事業の受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市下水道事業の受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市下水道事業の受益者負担金及び分担金に関する条例（昭和49年岡崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「公共下水道事業に係る受益者負担金及び分担金（以下「負担金」という。）」を「負担金等」に改める。

第 2 条から第 4 条までを次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、下水道法（昭和33年法律第79号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共下水道事業 都市計画法第59条第 1 項の規定による認可（同法第63条第 1 項の規定による認可を含む。）を受けて、又は下水道法第 4 条第 1 項の規定による事業計画を定めて行う公共下水道の整備に関する事業をいう。

(2) 負担金 公共下水道事業に係る都市計画法第75条第 1 項に規定する受益者負担金をいう。

(3) 分担金 公共下水道事業に係る地方自治法第224条に規定する分担金をいう。

(4) 負担金等 負担金及び分担金をいう。

(5) 受益地 公共下水道事業により築造される公共下水道の排水区域内に所在

する土地をいう。

- (6) 地上権等 地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。）をいう。
- (7) 賦課対象区域 負担金等を賦課しようとする年度の前年度に公共下水道の供用を開始した区域（負担金等を賦課しようとする年度の4月1日から賦課期日の前日までに供用を開始した区域を含む。）及び水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に定める区域をいう。
- (8) 賦課期日 第5条の規定による公告のあつた日をいう。
- (9) 賦課対象区域外受益者 賦課対象区域外受益地（賦課対象区域外に所在し、かつ、汚水を公共下水道に流入させる土地をいう。第11号において同じ。）を所有し、又は地上権等を有する者をいう。
- (10) 受益者等 次条に規定する受益者及び賦課対象区域外受益者をいう。
- (11) 受益地等 受益地及び賦課対象区域外受益地をいう。
- (12) 過誤納金 受益者等の過誤納に係る負担金等及び延滞金をいう。

（受益者）

第3条 この条例において「受益者」とは、受益地の所有者をいう。ただし、地上権等の目的となつてゐる土地については、当該地上権等を有する者を受益者とすることができる。

（負担区）

第4条 管理者は、負担金等を徴収する単位として負担区を定めたときは、当該負担区の名称及び区域を公告しなければならない。公告した事項を変更しようとするときも、同様とする。

第5条及び第6条を削る。

第7条第1項中「は、負担金」を「は、負担金等」に、「負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）」を「賦課対象区域」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

（負担金等の納付義務者等）

第6条 負担金等は、次の各号のいずれかに該当する者に賦課する。

- (1) 賦課期日現在において、当該公告のあつた賦課対象区域の受益地を所有し、又は地上権等を有する受益者
- (2) 賦課対象区域外受益者

（負担金等の額）

第7条 前条各号の規定により賦課される受益者等が負担する負担金等の額は、賦課期日（同条第2号の規定による場合は、別に管理者が定める期日）現在における受益地等の地積に、市街化区域（都市計画法第7条第2項に規定する市

街化区域をいう。以下この条において同じ。) にあつては1平方メートル当たり391円、市街化区域以外の区域にあつては1平方メートル当たり430円を乗じて得た額とする。

第7条の2から第9条までを削る。

第10条の見出し中「負担金」を「負担金等」に改め、同条第1項中「負担金は」を「負担金等は」に改め、「3年度間に」を削り、同項ただし書中「次の各号に掲げる」を「負担金等の額が20,000円未満の」に、「それぞれ当該各号に定める方法により」を「3回に分割し、」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項の場合」を「前2項の規定」に、「各年度において」を「別に」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、分割を行わない。

- (1) 受益者から一括納付の申出があつた場合
- (2) 第6条第2号の規定に基づいて賦課した場合
- (3) 次条に規定する徴収猶予の決定を受けた場合（徴収猶予された金額に限る。）

第10条を第8条とする。

第11条の見出し中「負担金」を「負担金等」に改め、同条各号列記以外の部分中「負担金」を「負担金等」に改め、同条第1号及び第2号中「受益者」を「受益者等」に、「負担金」を「負担金等」に改め、同条第3号中「とき」の次に「(第6条第1号の規定により賦課された受益者に限る。)」を加え、同条に次の2項を加える。

2 徴収猶予の期間を満了してもなお、前項第3号に該当すると認められる場合は、管理者は、当該負担金等の徴収を再度猶予することができる。当該再度の猶予が満了した後も同様とする。

3 管理者は、徴収猶予期間中に受益地等の地積が更正されたことを確認したときは、第7条の規定による負担金等の額を地積更正後の金額に変更することができる。

第11条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(徴収猶予中の申告義務)

第10条 徴収猶予の決定を受けた者は、当該徴収猶予の理由がなくなつたときは、直ちにその旨を管理者に申告しなければならない。

(徴収猶予の取消し)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収猶予を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定により申告があつたとき。

- (2) 徴収猶予を継続する理由がなくなつたと認められるとき。
- (3) 第19条の2各号に規定する繰上徴収の要件に該当するとき。

第12条の見出し中「負担金」を「負担金等」に改め、同条中「次に掲げる受益地に対しては負担金」を「次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金等」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「受益地」を「受益地等」に改め、同条第4号中「貧困により生活のため」を削り、「受益地」を「受益地等」に改め、同条第5号中「負担金の減免を必要とすると認める受益地」を「負担金等を減免する必要があると認められる受益地等」に改める。

第13条及び第14条を次のように改める。

(減免後の申告義務)

第13条 減免を受けた者は、前条第4号の規定による場合を除き、減免の決定を受けた日から起算して5年を経過する日までに、当該減免の理由がなくなつたときは、直ちにその旨を管理者に申告しなければならない。

(減免の取消し等)

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定により申告があつたとき。
- (2) 減免の理由がなくなつたと認められるとき。
- (3) 減免の申請が虚偽であつたことが判明したとき。

2 管理者は、前項の規定により減免を取り消した場合には、減免されていた負担金等の相当額を徴収するものとする。

第15条の見出し中「負担金」を「負担金等」に改め、同条中「新たな受益者及び従前の受益者から管理者に対し、新たな受益者が負担金の納付義務を負う旨の届出があつた」を「当該変更に係る当事者双方又は新たに受益者となる者がその旨を管理者に届け出た」に、「係る負担金」を「係る負担金等及び第9条の規定により徴収を猶予された負担金等」に改める。

第16条第1項中「受益者負担金」を「負担金」に、「年14.5パーセントの」を「岡崎市税外収入の延滞金に関する条例（昭和45年岡崎市条例第10号）第4条第1項に規定する」に、「延滞金額」を「延滞金の額」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合においては、岡崎市税外収入の延滞金に関する条例第4条第2項の規定を準用する。

第16条第3項中「(昭和45年岡崎市条例第10号)」を削り、「延滞金を」を「延滞金の額を」に改め、同条第4項中「受益者」を「受益者等」に、「負担金」を「負担金等」に改める。

第17条から第19条までを削り、第16条の2を第19条とし、同条の次に次の1条

を加える。

（負担金等の繰上徴収）

第19条の2 管理者は、既に負担金等の額の確定した受益者が、次の各号のいずれかに該当するときは、納期限前であつても負担金等を繰上徴収することができる。

- (1) 受益者の財産について強制換価手続（地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の2第1項第1号に規定する強制換価手続をいう。）が開始されたとき。
- (2) 受益者が死亡した場合において、その相続人が限定承認したとき。
- (3) 受益者である法人が解散したとき。
- (4) 詐欺その他の不正の行為により負担金等の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は負担金等の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。

第16条の次に次の2条を加える。

（過誤納金の還付及び充当）

第17条 管理者は、過誤納金がある場合は、受益者等に遅滞なく還付しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により還付を受けるべき受益者等につき納付すべきこととなつた負担金等及び延滞金があるときは、これに充当するものとする。

（還付又は充当に係る加算金）

第18条 管理者は、前条の規定により過誤納金を還付し、又は充当する場合には、地方税の例により計算した金額を当該過誤納金に加算して還付し、又は充当するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の岡崎市下水道事業の受益者負担金及び分担金に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この条例による改正後の岡崎市下水道事業の受益者負担金及び分担金に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に相当の規定があるものは、改正後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 改正後の条例第7条の規定は、施行日以後に改正後の条例第4条の規定により定められた負担区に所在する土地について適用し、施行日前に改正前の条例第4条第1項の規定により定められた負担区に所在する土地については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第16条第1項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担金及び分担金について、賦課徴収及び徴収猶予の債権管理等を適切に継続していくために、規定の明確化及び整理をする必要があるによる。

令和 4 年度岡崎市一般会計補正予算（第12号）

令和 4 年度岡崎市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,766,272千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,887,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	地方特例交付金	486,010	79,685	565,695
	1 地方特例交付金	483,677	79,685	563,362
14	分担金及び負担金	1,162,766	419	1,163,185
	1 負担金	1,162,766	419	1,163,185
16	国庫支出金	23,788,958	392,150	24,181,108
	1 国庫負担金	17,613,294	150,675	17,763,969
	2 国庫補助金	6,095,114	241,475	6,336,589
17	県支出金	12,796,578	149,070	12,945,648
	1 県負担金	5,645,513	△2,045	5,643,468
	2 県補助金	6,136,793	126,560	6,263,353
	3 委託金	997,600	24,555	1,022,155
18	財産収入	862,506	36,145	898,651
	1 財産運用収入	218,176	1,341	219,517
	2 財産売却収入	644,330	34,804	679,134
19	寄附金	276,940	57,835	334,775
	1 寄附金	276,940	57,835	334,775
20	繰入金	10,865,675	802,477	11,668,152
	1 特別会計繰入金	156,830	△577	156,253
	2 基金繰入金	10,708,845	803,054	11,511,899
22	諸収入	4,511,126	10,491	4,521,617
	5 雑入	3,380,357	10,491	3,390,848
23	市債	3,234,000	238,000	3,472,000
	1 市債	3,234,000	238,000	3,472,000
歳入合計		142,121,185	1,766,272	143,887,457

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	692,261	373	692,634
	1 議会費	692,261	373	692,634
2	総務費	12,419,506	213,365	12,632,871
	1 総務管理費	8,120,775	107,928	8,228,703
	2 総務諸費	2,139,289	68,229	2,207,518
	3 徴税費	1,139,912	△16,475	1,123,437
	4 戸籍住民基本台帳費	584,971	32,843	617,814
	5 選挙費	312,264	24,717	336,981
	6 統計調査費	35,916	△3,127	32,789
	7 監査委員費	86,379	△750	85,629
3	民生費	54,777,965	882,604	55,660,569
	1 社会福祉費	14,748,409	133,580	14,881,989
	2 老人福祉費	10,589,512	243,413	10,832,925
	3 児童福祉費	25,380,969	318,514	25,699,483
	4 生活保護費	4,059,072	187,097	4,246,169
4	衛生費	23,789,141	126,072	23,915,213
	1 保健衛生費	14,030,780	103,239	14,134,019
	2 衛生諸費	3,900,236	16,985	3,917,221
	3 環境費	929,099	△3,460	925,639
	4 清掃費	4,929,026	9,308	4,938,334
5	労働費	89,026	4,841	93,867
	1 労働諸費	89,026	4,841	93,867
6	農林業費	1,786,197	△24,088	1,762,109
	1 農業費	659,991	△12,198	647,793

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 農業基盤整備費	672,025	3,734	675,759
	3 林業費	454,181	△15,624	438,557
7	商工費	5,048,078	68,668	5,116,746
	1 商工費	5,048,078	68,668	5,116,746
8	土木費	17,138,919	436,451	17,575,370
	1 土木管理費	1,242,582	1,867	1,244,449
	2 交通安全対策費	371,294	△4,260	367,034
	3 道路橋りょう費	3,480,921	657,277	4,138,198
	4 河川費	490,734	△17,067	473,667
	5 都市計画費	6,427,469	△34,341	6,393,128
	6 公園緑地費	2,532,732	△339	2,532,393
	7 土地区画整理費	1,275,882	△164,194	1,111,688
	8 住宅費	1,317,305	△2,492	1,314,813
9	消防費	4,442,685	48,716	4,491,401
	1 消防費	4,442,685	48,716	4,491,401
10	教育費	14,318,202	9,270	14,327,472
	1 教育総務費	2,892,819	21,828	2,914,647
	2 小学校費	2,116,200	2,574	2,118,774
	3 中学校費	1,235,638	10,241	1,245,879
	4 学校教育費	4,207,928	5,908	4,213,836
	5 社会教育費	3,190,632	△27,299	3,163,333
	6 保健体育費	674,985	△3,982	671,003
	歳 出 合 計	142,121,185	1,766,272	143,887,457

第2表 継続費補正
変更

一般会計

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	7 土 地 区 画 整理費	柱 町 線 整 備 事 業	千円 3,382,573	平成 28 年度	千円 95,185	千円 3,279,829	平成 28 年度	千円 95,185
				平成 29 年度	714,972		平成 29 年度	714,972
				平成 30 年度	533,852		平成 30 年度	533,852
				令和元年度	1,432,096		令和元年度	1,432,096
				令和2年度	279,234		令和2年度	279,234
				令和3年度	0		令和3年度	0
				令和4年度	327,234		令和4年度	224,490

第3表 繰越明許費補正
追加

款	項	事業名	金額
7 商 工 費	1 商 工 費	産業立地誘導地区 開発推進事業	千円 32,355
8 土 木 費	3 道路橋りょう費	道路整備事業	248,340
		本宿駅周辺地域拠点 関連道路整備事業	97,459
		阿知和地区工業団地 関連道路整備事業	153,250
		道路新設改良事業 (矢作川右岸南北道路)	78,316
		道路新設改良事業 (東奥洞七ツ池線)	154,000
		道路新設改良事業 (中島岡崎天白線)	9,900
		橋りょう耐震事業	49,500
		橋りょう新設改良事業 (中根橋)	39,270
	5 都市計画費	スマートインター チェンジ整備事業	481,000
		Q U R U W A 戦略 推進事業	11,990

款	項	事業名	金額
9 消 防 費	1 消 防 費	消 防 指 令 セ ン タ ー 維 持 管 理 事 業	千円 970
		消 防 自 動 車 等 購 入 事 業	131,719

第4表 債務負担行為補正
追加

事 項	期 間	限 度 額
市議会だよりの作成 に要する経費	令和5年度	千円 8,884
個人番号カード利用環境 設定支援に要する経費	令和5年度	20,631
市政だよりの作成及び配布 に要する経費	令和5年度	89,896
案内出退表示システムの賃借 に要する経費	令和5年度から 令和10年度まで	18,754
個人番号カード発行窓口案内 に要する経費	令和5年度	44,194
市民サービスコーナー証明書等 窓口受付及び案内に要する経費	令和5年度	11,884
愛知県議会議員一般選挙 に要する経費	令和5年度	62,557
ねたきり高齢者寝具貸与 に要する経費	令和5年度	951
後期高齢者健康診査に要する経費	令和5年度	49,976
生活困窮者世帯等の学習支援 に要する経費	令和5年度	16,165
公立保育園給食牛乳の購入 及び配達に要する経費	令和5年度	64,581

事 項	期 間	限 度 額
公立保育園・こども園健康診断 器具滅菌管理に要する経費	令和 5 年 度	千円 693
児童育成センター運営 に 要 す る 経 費	令和 5 年 度	614,947
がん等検診に要する経費	令和 5 年 度	215,100
予防接種通知書封入封緘 に 要 す る 経 費	令和 5 年 度	1,963
墓園管理料納入通知書等 印字封入封緘に要する経費	令和 5 年 度	1,448
大気汚染物質調査に要する経費	令和 5 年 度	8,358
河川水質調査に要する経費	令和 5 年 度	5,445
道の駅藤川宿の管理運営 に 要 す る 経 費	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の 規定に基づき、岡崎パブリックサー ビス・J Aあいち三河共同事業体が 市との協定により道の駅藤川宿の 管理運営に要する額
観光イベントの実施 に 要 す る 経 費	令和 5 年 度	162,230
着地型観光商品の企画運営 に 要 す る 経 費	令和 5 年 度	9,988

事 項	期 間	限 度 額
岡崎公園周辺臨時駐車場の運営 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	千円 12,021
建 築 確 認 等 デ ー タ 入 力 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	5,753
自 転 車 等 保 管 所 の 運 営 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	8,340
道路整備事業に要する経費	令 和 5 年 度	250,000
本宿駅周辺地域拠点関連道路 整 備 に 要 す る 経 費	令和5年度から 令和7年度まで	359,000
移動手段確保対策に要する経費	令 和 5 年 度	8,100
東岡崎駅北口タクシー乗降場の 移 転 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	35,200
乙川河川緑地（殿橋下流 左岸等を除く）の管理運営 に 要 す る 経 費	令和5年度から 令和7年度まで	地方自治法第244条の2第3項の 規定に基づき、ホームックス・スノ ーピークビジネスソリューション ズ共同企業体が市との協定により 乙川河川緑地（殿橋下流左岸等を 除く）の管理運営に要する額
中央緑道（国道1号以北）の 管 理 運 営 に 要 す る 経 費	令和5年度から 令和8年度まで	地方自治法第244条の2第3項の 規定に基づき、ホームックス・三菱 地所・三菱地所パークス共同体が市 との協定により中央緑道（国道1 号以北）の管理運営に要する額

事 項	期 間	限 度 額
消防署寝具の賃借に要する経費	令和5年度	千円 6,547
小学校空調設備の整備に要する経費	令和5年度	3,707
小学校通学バス運行（額田地域）に要する経費	令和5年度	31,591
中学校空調設備の整備に要する経費	令和5年度	22,583
学校行事バスの賃借に要する経費	令和5年度	9,862
外国語指導支援に要する経費	令和5年度	123,209
小中学校健康診断器具滅菌管理に要する経費	令和5年度	3,989
給食献立表印刷に要する経費	令和5年度	1,670
図書回送に要する経費	令和5年度	13,475
美術博物館展覧会に要する経費	令和5年度	45,565
地域文化広場展覧会に要する経費	令和5年度	8,074
施設保守管理等に要する経費	令和5年度	1,405,689

第5表 地方債補正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道 路 整 備 事 業 費	千円 697,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
岡崎駅東土地区画整理事業費	443,000			
計	3,234,000			

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
千 1,033,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し		
345,000					
3,472,000					

令和 4 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第 3 号)

令和 4 年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 3 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,798千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ1,833,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	1,314,140	16,798	1,330,938
	1 一般会計繰入金	1,314,140	16,798	1,330,938
	歳入合計	1,817,148	16,798	1,833,946

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	工業団地造成費	1,500,563	16,798	1,517,361
	1 工業団地造成費	1,500,563	16,798	1,517,361
	歳 出 合 計	1,817,148	16,798	1,833,946

第2表 繰越明許費補正
変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 工業団地 造成費	1 工業団地 造成費	阿知和地区 工業団地 造成事業	千円 906,907	阿知和地区 工業団地 造成事業	千円 923,705

令和 4 年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度岡崎市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ558,618千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	269,144	311	269,455
	1 一般会計繰入金	269,144	311	269,455
	歳入合計	558,307	311	558,618

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	38,903	311	39,214
	1 総務管理費	38,903	311	39,214
	歳 出 合 計	558,307	311	558,618

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
汚泥の運搬等に要する経費	令和5年度	35,498千円

令和 4 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,427千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,812,828千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（事業勘定の債務負担行為の補正）

第 2 条 事業勘定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正）

第 3 条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98,125千円とする。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 3 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	県支出金	23,172,936	635	23,173,571
	1 県補助金	23,172,935	635	23,173,570
7	繰入金	3,167,682	△4,124	3,163,558
	1 一般会計繰入金	2,867,682	△4,124	2,863,558
8	繰越金	1	1,131	1,132
	1 繰越金	1	1,131	1,132
9	諸収入	54,068	△69	53,999
	2 雑入	28,222	△69	28,153
歳入合計		33,815,255	△2,427	33,812,828

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	521,498	△4,193	517,305
	1 総務管理費	449,156	△3,745	445,411
	2 徴収費	71,701	△448	71,253
4	保健事業費	413,061	635	413,696
	1 保健事業費	31,162	635	31,797
6	諸支出金	37,702	1,131	38,833
	1 償還金及び還付加算金	29,602	1,131	30,733
歳 出 合 計		33,815,255	△2,427	33,812,828

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
医療費通知等印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	千円 7,889
督促状等発送補助に要する経費	令 和 5 年 度	363
特定健康診査等に要する経費	令 和 5 年 度	145,796

第3表 歳入歳出予算補正
歳入

国民健康保険事業（直営診療所勘定）特別会計

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	24,069	1,569	25,638
	2 一般会計繰入金	15,969	1,569	17,538
6	諸収入	110	△8	102
	1 雑入	110	△8	102
歳入合計		96,564	1,561	98,125

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	53,811	1,561	55,372
	1 総務管理費	53,811	1,561	55,372
	歳 出 合 計	96,564	1,561	98,125

令和 4 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,163千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,211,018千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	976,170	△6,877	969,293
	1 一般会計繰入金	976,170	△6,877	969,293
5	諸収入	380,917	△286	380,631
	4 雑入	24,865	△286	24,579
歳入合計		6,218,181	△7,163	6,211,018

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	118,826	△4,482	114,344
	1 総務管理費	100,290	△4,482	95,808
2	後期高齢者医療広域連合納付金	5,673,104	△2,681	5,670,423
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,673,104	△2,681	5,670,423
歳 出 合 計		6,218,181	△7,163	6,211,018

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
申請書データ入力に要する経費	令和5年度	778千円
督促状等発送補助に要する経費	令和5年度	198
決定通知書印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令和5年度	1,034

令和 4 年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,607千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,053,869千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	4,870,992	53	4,871,045
	2 国庫補助金	503,265	53	503,318
4	支払基金交付金	6,592,058	68	6,592,126
	1 支払基金交付金	6,592,058	68	6,592,126
5	県支出金	3,427,000	31	3,427,031
	2 県補助金	129,625	31	129,656
7	繰入金	4,167,574	△10,701	4,156,873
	1 一般会計繰入金	3,885,309	△11,211	3,874,098
	2 基金繰入金	282,265	510	282,775
9	諸収入	100,399	△58	100,341
	2 雑入	98,898	△58	98,840
	歳入合計	26,064,476	△10,607	26,053,869

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	514,144	△11,295	502,849
	1 総務管理費	307,194	△11,295	295,899
2	保険給付費	23,684,439	0	23,684,439
	1 介護サービス等諸費	21,507,656	0	21,507,656
3	地域支援事業費	969,691	247	969,938
	2 一般介護予防事業費	30,482	247	30,729
5	諸支出金	443,237	441	443,678
	1 償還金及び還付加算金	291,742	1,018	292,760
	2 一般会計繰出金	151,495	△577	150,918
歳 出 合 計		26,064,476	△10,607	26,053,869

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
督促状等発送補助に要する経費	令和5年度	千円 149
認定調査に要する経費	令和5年度	50,416

令和 4 年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216,619千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,000,024千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	1,783,405	216,619	2,000,024
	1 一般会計繰入金	1,726,146	216,162	1,942,308
	2 特別会計繰入金	57,259	457	57,716
	歳入合計	1,783,405	216,619	2,000,024

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	継続契約集合支出	1,783,405	216,619	2,000,024
	1 継続契約集合支出	1,783,405	216,619	2,000,024
	歳 出 合 計	1,783,405	216,619	2,000,024

令和 4 年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度岡崎市の額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,549千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	繰越金	1	1,558	1,559
	1 繰越金	1	1,558	1,559
6	諸収入	37	△9	28
	1 雑入	37	△9	28
歳入合計		106,231	1,549	107,780

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	50,029	1,549	51,578
	1 総務管理費	50,029	1,549	51,578
	歳 出 合 計	106,231	1,549	107,780

令和４年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第２号）

令和４年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,037千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234,115千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

令和４年12月１日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	142,387	△1,759	140,628
	1 一般会計繰入金	142,387	△1,759	140,628
5	諸収入	8,896	△278	8,618
	2 雑入	8,531	△278	8,253
歳入合計		236,152	△2,037	234,115

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	170,946	△2,037	168,909
	1 総務管理費	170,946	△2,037	168,909
2	医業費	27,868	0	27,868
	1 医業費	27,868	0	27,868
歳 出 合 計		236,152	△2,037	234,115

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
医療事務受付に要する経費	令和5年度から 令和7年度まで	29,898千円

令和4年度岡崎市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 年 間 患 者 数 入院	187,975人	△7,300人	180,675人
外来	288,198人	2,430人	290,628人
(3) 1 日 平 均 患 者 数 入院	515人	△20人	495人
外来	1,186人	10人	1,196人
(4) 主要な建設改良事業			
建 設 改 良 費 事業費	489,420千円	△1,191千円	488,229千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	24,403,056千円	2,029,949千円	26,433,005千円
第1項 医業収益	21,564,232千円	619,330千円	22,183,562千円
第2項 医業外収益	2,419,655千円	1,410,619千円	3,830,274千円
支 出			
第1款 病院事業費用	25,080,771千円	711,764千円	25,792,535千円
第1項 医業費用	24,343,851千円	711,764千円	25,055,615千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,255,802千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,118千円、過年度分資本的収支留保資金436,277千円並びに過年度分損益勘定留保資金816,407千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	2,818,225千円	△1,191千円	2,817,034千円

第1項 建設改良費 1,033,209千円 △1,191千円 1,032,018千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

職員給与費 11,918,388千円 341,905千円 12,260,293千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第9条中「5,300,000千円」を「5,500,000千円」に改める。

第7条 予算第10条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第11条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設保守管理等に要する経費	令和5年度	千円 637,257
廃棄物等運搬及び処理に要する経費	令和5年度	66,342

令和4年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年度岡崎市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 水道事業収益	8,214,576千円	1,562千円	8,216,138千円
第2項 営業外収益	1,583,063千円	1,562千円	1,584,625千円
支 出			
第1款 水道事業費用	7,345,696千円	△1,173千円	7,344,523千円
第1項 営業費用	7,077,413千円	△1,446千円	7,075,967千円
第3項 特別損失	4,600千円	273千円	4,873千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,087,808千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額314,081千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,273,727千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	5,922,141千円	12,549千円	5,934,690千円
第1項 建設改良費	4,431,385千円	12,549千円	4,443,934千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	922,887千円	11,103千円	933,990千円

第5条 予算第10条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第11条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
採 水 業 務 に 要 す る 経 費	令和 5 年度	千円 4,884
排 水 処 理 施 設 脱 水 ケ ー キ 運 搬 に 要 す る 経 費	令和 5 年度	2,104
水道賠償責任保険に要する経費	令和 5 年度	1,732
浄水施設等の整備に要する経費	令和 5 年度	21,791
配水管の整備に要する経費	令和 5 年度	1,030,000

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	9,324,215千円	△6,110千円	9,318,105千円
第1項 営 業 収 益	6,254,598千円	△3,482千円	6,251,116千円
第2項 営 業 外 収 益	3,069,616千円	△2,628千円	3,066,988千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	8,802,771千円	△13,567千円	8,789,204千円
第1項 営 業 費 用	7,845,022千円	△13,661千円	7,831,361千円
第3項 特 別 損 失	3,000千円	94千円	3,094千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,860,221千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額105,191千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額209,289千円、過年度分損益勘定留保資金3,160,726千円並びに当年度分損益勘定留保資金385,015千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	7,278,153千円	△6,287千円	7,271,866千円
第1項 建 設 改 良 費	3,071,227千円	△6,287千円	3,064,940千円

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

明 治 用 水 土 地 改 良 区 管 理 阻 害 補 償 に 要 す る 経 費 (舢 越 町 ほ か 1 箇 町 地 内)	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	千円 665
明 治 用 水 土 地 改 良 区 管 理 阻 害 補 償 に 要 す る 経 費 (島 坂 町 地 内)	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	10
下 水 道 管 渠 の 清 掃 に 要 す る 経 費	令和 5 年度	159,974
下 水 道 管 渠 の 改 築 に 要 す る 経 費	令和 5 年度	450,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	498,964千円	△19,946千円	479,018千円

令和 4 年12月 1 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

